別紙1

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画									令和4年度上半期自己評価結果								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 （原則、定量的に記載）	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか) 定量的	定性的	実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
○		情報システム関連調達の更なる改善	情報システム関連調達については、仕様書の外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）による審査をはじめとして、一者応札の継続している案件の公募への移行、公募実施案件の価格交渉の実施、中長期的な調達予定案件の公表等を行っている。これらの取組に加え、引き続き、以下の取組を実施する。 ＜新規事業者の開拓＞ ・事業者情報を過去の調達実績や他省庁の事例など多方面から収集・蓄積し、庁内の情報システム担当者に共有するとともに、既存の参入事業者以外の事業者に対しても広く声掛けし興味を示した事業者には、調達仕様書の内容に加え、業務内容を説明することで、参入意欲を高める。	・令和３年度上半期自己評価を踏まえ、引き続き、競争性の更なる向上を図る必要があると考えるため。	A+	R3	＜新規事業者の開拓＞ ・情報システム関連調達の業務内容を説明することにより、新規事業者を開拓	R5年3月まで	A+	R3	＜新規事業者の開拓＞ ・今後も継続して発注することが見込まれる案件について、競争性の更なる向上を図る観点から、新規事業者に対して業務内容を説明し、情報システム担当者が対応可能な事業者の開拓を行った。 ・また、新規事業者の開拓にあたり、過去の調達案件において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報、他省庁の契約事業者情報を収集・蓄積したうえで、庁内の情報システム担当者に共有した。	B	＜新規事業者の開拓＞ ・左記取組みの結果、令和４年度上半期に契約締結した情報システム調達案件のうち、新規事業者からの応札は6案件であった。なお、6案件のうち、3案件は契約締結に至った。	＜新規事業者の開拓＞ ・新規事業者に業務内容を説明した結果、新規事業者から応札があり、競争性を更に向上することができた。	R4年9月	・仕様に係る具体的な意見を聴取することで、新規事業者の開拓及び仕様の見直しに繋がることが判明したため、今後もより多くの事業者に対して業務内容を説明していく必要がある。	・既存の参入事業者以外の事業者情報について、これまでは過去の調達案件において参考見積書の提出や応札のあった事業者情報、他省庁の契約事業者情報を収集・蓄積していたところ、再委託先も含めるなど、多方面から入手するように努力しながら確保できるかがポイントとなる。
			＜仕様書の見直し＞ ・広く仕様に係る具体的な意見を聴取し、それを踏まえた仕様の見直しを検討		A+	R3	＜仕様書の見直し＞ ・具体的な意見を踏まえた仕様の見直しを検討	R5年3月まで	A+	R3	＜仕様書の見直し＞ ・参入の妨げになる要件や不明確な記述がないか確認することを目的に、情報システム担当者が、参入の可能性がある複数の事業者に対して、調達仕様書の内容について意見聴取し、仕様書の見直しを実施した。	B	＜仕様書の見直し＞ ・左記取組みの結果、令和４年度に契約締結した情報システム調達案件のうち、1案件において調達仕様書の見直しを実施した。具体的には、運用支援業務の調達に関して、業務範囲の明確化を実施した。	＜仕様書の見直し＞ ・不明確な記述をなくすことで、事業者の参入可能性を高めた。	R4年9月		
			＜意見の集約＞ ・新規事業者を開拓するための取組を通じて得られた意見を会計担当部署が集約し、契約担当者へフィードバックを実施		A	R3	＜意見の集約＞ ・集約した意見を庁内で共有を行う。	R5年3月まで	A	R3	＜意見の集約＞ ・一者応札改善に向けた取組に関する新たな意見があった場合には共有を図ることとしているが、上半期には意見が無かったため、下半期も引き続き対応していく。	C	－	＜意見の集約＞	－		
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札の改善に向けては、これまで、一者応札の継続している案件の公募への移行と、公募実施案件の価格交渉の実施を行ってきたところ、平成30年度以降の自己評価を踏まえ、更なる改善を目指し、以下の取組を実施する。 ＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・公募に切り替えたものの応募者が1者のみの状態が継続している案件について、公募実施前に3者に声がけを行って見積書が1者しか取得できない場合には、競争性を高める観点から、追加で他の事業者に声がけを行うとともに、見積書の提出ができない事業者に対する理由の聴取を行う。		A	R3	＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・一者応募継続案件について、他の事業者に声がけを行い、見積書の提出ができない事業者から理由の聴取を行う。	R5年3月まで	A	R3	＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・一者応募案件について、事業者に対し見積書を提出できなかった理由を聴取した。	B	＜一者応募継続案件の理由聴取等＞ ・23案件について事業者から見積書を提出できなかった理由を聴取し、不参加の要因を確認した。	・次年度も引き続いて調達する案件について、調達手続きにおける基礎資料として活用できる。	R4年9月	継続的な取組みが必要。	・今後も継続的な取組みを実施する。
			＜価格交渉の知見共有＞ ・公募の結果、一者応募だった場合には、令和2年度下半期より「見積書チェックシート・価格交渉シート」を用いて見積金額の妥当性を検証しており、その過程で得られた調達価格低減のための知見（ベストプラクティス）を集約する。		A	R3	＜価格交渉の知見共有＞ ・「見積書チェックシート・価格交渉シート」へのチェック等を通じて得られた知見を集約し、ポータルサイト上で関係職員に共有する。	R5年3月まで	A	R3	＜価格交渉の知見共有＞ ・契約担当者が価格交渉を実施しながら、同時進行で交渉に必要な要素を集約し、「見積書チェックシート・価格交渉シート」の作成に取り組んだ。	B	＜価格交渉の知見共有＞ ・29案件の価格交渉を実施し、3案件減額に至った。		R4年9月		
			・契約監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において講じた措置を報告を行う。		A	R3	・年2回開催する同委員会において提案された改善策について、調達改善に反映し、その内容の報告を行う。	R5年3月まで	A	R3	第32回金融庁契約監視委員会（令和3年度下半期） 令和4年6月14日(火) 13:30～ ・これまでの一者応札事案について、事業者に対して早い時期から調達情報をアナウンスしたり、他の事業者に声がけを行うよう提案があり、本年度も取組みを実施した旨を報告した。	B	－	・一者応札改善に向けた取組みの実態を踏まえて、外部有識者による審議を行った。	R4年6月	継続的な取組みが必要。	・今後も継続的な取組みを実施する。
			・一者応札となった個別案件及びその要因について公表を行う。		A	R3	・一者応札案件の要因に関する分析の公表を行う。	R5年3月まで	A	R3	・一者応札案件の要因に関する分析結果を契約監視委員会の審議資料に付記し、同内容を公表した。	B	－	・一者応札案件の要因に関する分析にあたって、実施した不参加事業者への聞き取りを通じて、次回以降、入札へ参入してもらうための条件等を把握した。	R4年6月	継続的な取組みが必要。	・今後も継続的な取組みを実施する。
			・府省庁内における一者応札の改善に向けた取組の共有する。		A	R3	・個別案件に係る一者応札改善に向けた取組や外部有識者等からの意見を共有する。	R5年3月まで	A	R3	・府省庁における一者応札改善の個別事例について、ポータルサイトに掲載し、庁内で共有した。	B	－	・同様の調達案件に関する改善事例を把握することで、調達手続きにおける基礎資料として活用できる。	R4年5月	継続的な取組みが必要。	・今後も継続的な取組みを実施する。
	○	調達事務のデジタル化の推進	・調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化（電子入札、電子契約、入札説明会のオンライン化）の取組を金融庁HP等を活用し推進する。		A	R4	・一般競争入札及び随意契約（企画競争含む）での調達を行う際、GEPS（電子調達システム）等を用い、調達事務のデジタル化を図る。	R5年3月まで	A	R4	・入札公告、入札説明書及びHPにおいて、GEPSを利用した応札及び入開札手続を実施する旨を明記するとともに、電子メール（PDF添付）による提出も可能である旨を明記した。 ・入札説明書において、契約書の作成を要する場合には、電子契約を推奨することを明記した。	B	・契約相手方に決定した事業者に対し積極的な要請を行った結果、25案件について電子契約の締結に至った。	・コロナ禍において、調達手続きを電子的に行うことは有用であり、入札等に際し提出を求める証明書等の受領・確認作業は、テレワーク環境下でも事務を行うことができる。	R4年9月	継続的な取組みが必要。	・今後も継続的な取組みを実施する。
	○	電力調達、ガス調達の改善	・金融庁が入居している中央合同庁舎第7号館は、施設の維持管理・運営を行うPFI事業者が電力調達及びガス調達を実施しているため、該当なし。		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

別紙2

その他の取組

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）	
			定量的	定性的
【少額随意契約関連】 ・見積書の取得について、競争性を高めるため、3者以上から取得する取組を実施	継続	－	－	－
【調達情報の発信】 ・庁舎エントランスに調達情報／オープンカウンタコーナーを設置し、見積依頼書を公開配布 ・入札情報等の調達情報をソーシャルメディア等にて配信	継続	－	－	－
【共同調達関連】 ・今年度においても、前年度と同様に共同調達を実施 ・汎用的な物品・役務の発注について、発注単位の集約を検討する等、更なる共同調達の実施に向けた方策を検討	継続	－	－	－
【クレジットカードを利用した決済】 ・コーポレートカード方式での海外出張経費の精算やETCカードでの高速料金の支払いに際して、クレジットカード決済を実施	継続	－	－	－
【情報システム関連】 ・情報システムの仕様書について、目的・使途が仕様の内容に見合ったものになっているか等の観点から、外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）による審査を実施 ・情報システムの運用状況を踏まえたコスト削減など、必要に応じて改善を実施し、次回調達にも反映（外部有識者（デジタル統括アドバイザー等）も必要に応じて審査） ・システム監査計画（内部監査）に基づきシステムが有効に機能しているか、システム投資が妥当・有効であるかについて検証するとともに、指摘事項の改善をフォローアップ ・情報システム調達に関する当庁の取組と関連知識を習得させるために、情報システム担当者等研修を実施	継続	－	－	－

様式３

外部有識者からの意見聴取の実施状況

（対象期間：４月１日～９月30日）

外部有識者の氏名・役職【　赤松　幸夫・弁護士　】　意見聴取日【令和4年10月31日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○　調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般について、ご意見をお聞かせ願います。	○　重点的な取組として、情報システム関連調達の更なる改善のために仕様書の見直しを含め新規事業者の開拓に種々努力したこと、その結果については、相応に評価し得る。 ○　共通的な取組としての一者応募継続案件の改善及び同案件の価格交渉についての努力も、相応に評価し得るが、自己評価にもあるとおり、これらの問題の改善は容易ではなく、今後とも努力を継続してゆくことが重要と思料する。	○　いただいたご意見も踏まえ、「情報システム関連調達の更なる改善」及び「一者応募継続案件の改善、同案件の価格交渉」について、引き続き調達改善に向けた取り組みを継続していく。

外部有識者の氏名・役職【　石島　隆・法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授　】　意見聴取日【令和4年11月4日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○　調達改善計画に関する取組全般について 調達改善計画に関する取組全般について、ご意見をお聞かせ願います。	○　情報システム更改等に関する調達における仕様書の記載内容の見直しについては、事業者からの意見を取り入れて継続的に改善に取り組んでいることが評価できるが、今後、調達仕様に盛り込まれる開発手法におけるデータモデリング手法や高速開発手法の適用を拡大することにより、システム開発及び保守の生産性・効率性を高めていくことが望まれる。	○　いただいたご意見も踏まえ、「情報システム更改等に関する調達」について、これまでの取り組みを継続するとともに、システム開発及び保守の生産性・効率性を高めるための手法の適用について、中長期的な観点から検討・議論することにより、調達改善に向けた取り組みを進めていく。